第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「PC 116　しまぐも」を「PC 116　しまぐも　PC 117　ゆきぐも　PC 118　きたぐも」に改め、「CL 264　すずらん　CL 256　ちよぎく」を削る。

第七条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 87　みささ」を削る。

第八条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 165　てるぎく」を「CL 165　てるぎく　CL 166　こざくら　CL 167　えぞかぜ　CL 168　やまぎく」に改める。

第九条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表特殊警備救難艇の部中「SS 32　べてるぎうす」を削り、「SS 78　こめっと」を「SS 78　こめっとSS 79　べてるぎうす」に改める。

第十条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 169　ことざくら」を「CL 169　ことざくら　CL 170　すずらん　CL 171　ちよかぜ」に改める。

第十一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表灯台見回り船の部中「LS 195　第三れいこう丸　LS 170　はくこう」を「LS 195　第三れいこう丸　LS 216　ふさひかり　LS 170　はくこう　LS 219　とりひかり」及び「LS 221　せきひかり」を削る。

第十二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PS 105　かつらぎ　PS 104　びざん」を削り、「PS 109　のばる」を「PS 109　かつらぎ　PS 104　びざん　PS 105　のばる」に改める。

第十三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 34　ちくご」を「PM 34　ちくご　PM 35　くろせ」に改める。

第十四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PS 14　あかぎ」を「PS 14　あかぎ　PS 15　びざん　PS 16　のばる」に改める。

第十五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 06　おきつ」を削る。

第十六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 35　くろせ」を「PM 35　くろせ　PM 36　おきつ」に改める。

附　則

この告示中第一条の規定は平成二十三年二月十日から、第二条の規定は平成二十三年二月二十一日から、第三条の規定は平成二十三年二月二十四日から、第四条の規定は平成二十三年二月二十五日から、第五条の規定は平成二十三年二月二十八日から、第六条の規定は平成二十三年三月十日から、第七条の規定は平成二十三年三月十一日から、第八条の規定は平成二十三年三月十五日から、第九条の規定は平成二十三年三月十八日から、第十条の規定は平成二十三年三月二十五日から、第十一条の規定は平成二十三年三月三十一日から、第十二条の規定は平成二十三年四月一日から、第十三条の規定は平成二十三年四月五日から、第十四条の規定は平成二十三年四月二十六日から、第十五条の規定は平成二十三年六月三日から、第十六条の規定は平成二十三年六月二十八日から施行する。

○防衛省告示第二十三号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年二月七日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年二月二十一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。